住宅用家屋証明に係る添付書類一覧

(イ)4 I 条 (α) 、(c) 、(e)	(イ) 4 I 条 (b) 、(d)、(f)	(ロ)42条I(a)、(b)	42条2-2(法75条)
自己が建築主として新築した場合	新築物件を購入した場合	中古物件を購入した場合	抵 当 権 設 定
一般住宅及び長期優良住宅・認定低炭素住宅	一般住宅及び長期優良住宅・認定低炭素住宅	売買、競落(共通)	新築又は新築後使用されたことがないもの
(共通)	(共通)	・ 登記事項証明書(前所有者の記載)(注1)	新築は(イ) 41条(a) (c) (e) に同じ
 登記事項証明書 ◆表題登記 インターネット登記情報提供サービスによる 	・・・・A(注1) ◇表題登記 インターネット登記情報提供サービスによる	・ 住民票の写し	新築後使用されたことのないものは (イ) 41条(b)(d)(f)に同じ
インダーネット登記情報提供サービスによる 照会番号等が記載された書類 を含む (注1)	インター不ット登記情報提供サービスによる 照会番号等が記載された書類 を含む(注1)	売買に該当する場合	中古
・ 登記申請書写し	・ 登記申請書写し	・ 売買契約書 (領収書又は完済して)	中古は (ロ) 42条1(a)(b)に同じ
 登記完了証 	• 登記完了証	いる旨の記載が必要) いずれか	債務確認書類(新築、中古共通)
◇表題登記 電子申請の場合は登記完了証のみでよい。申請受 付番号があれば電子公印はなくてもよい。	◇表題登記 電子申請の場合は登記完了証のみでよい。申請受 付番号があれば電子公印はなくてもよい。	譲渡証明書(売渡証明) 1つ 1つ登記原因証明情報	・金銭消費貸借契約書・登記原因証明情報いずれか1つ
		競落に該当する場合	債務の保証契約書
AかBのどちらか	AかBのどちらか	・ 代金納付期限通知書(写し)	※ 債務の保証契約書は当該貸付等に係るもの
住民票の写し	住民票の写し	※取得年月日は代金納付期限の通知の日	に限る。
	• 家屋未使用証明書(原本)	(上記代金は納めていなくてもよい)	※ 登記原因証明情報は、抵当権の被担保債権 が当該住宅の取得のためのものであること
	• 売買契約書 (領収書又は完済して)	<未入居の場合の必須書類 (注2)>	について明らかな記載のあるものに限る。
	いる旨の記載が必要) いずれか	+ 申立書	<未入居の場合の必須書類 注2> ●
	譲渡証明書(売渡証明)1つ	+ 登記申請人(本人)の現在の住民票の写し	+ 申立書
	• 登記原因証明情報	+ 現在家屋の処分方法確認書類	+ 登記申請人(本人)の現在の住民票の写し
長期優良住宅 41条(c) に該当する場合 低炭素住宅 41条(e)	長期優良住宅 41条(d) に該当する場合 低炭素住宅 41条(f)	昭和57年1月1日より前に建築された建物の場合	+ 現在家屋の処分方法確認書類
+ (c)申請書副本(1、2、4面)及び認定通知書	+ (d) 申請書副本(1、2、4面)及び認定通知書	に証明を受けようとするときの必須書類 ※下記の書類のいずれか1つ	┃ ┃ (注1) 登記事項証明書は 取得後3ヶ月以内 、
+ (e)申請書副本(1、3、6面)及び認定通知書 •	+ (f)申請書副本(1、3、6面)及び認定通知書 - (f)申請書副本(1、3、6面)及び認定通知書 - (f)申請書副本(1、3、6面)及び認定通知書 - (f)申請書副本(1、3、6面)及び認定通知書 - (f)申請書副本(1、2、4面)及び認定通知書	耐震基準適合証明書(注3)	····································
〈未入居の場合の必須書類 (注2)〉	<未入居の場合の必須書類(注2)>	◇ 1級・2級建築士及び指定確認検査機	号が記載されている100日以内 のものを有効とする。
+ 申立書 .	十 申立書	関、登録 住宅性能評価機関又は住宅瑕疵 担保責任保険法人が証する書類	
+ 登記申請人(本人)の現在の住民票の写し	+ 登記申請人(本人)の現在の住民票の写し	△ 当該家屋の取得の目前2年以内に当該証	(注2)未入居の場合は適切な入居予定日かどうかの半
+ 現在家屋の処分方法確認書類	+ 現在家屋の処分方法確認書類	・ 明のための家屋調査または評価が終了し	がエーが断を行う。 添付書類
壬意書類 (必須ではない)	仕意書類 (必須ではない)	│ たもの ・ 住宅性能評価書の写し(耐震等級が1.2.3)	・登記申請人(本人)の申立書
 確認済証 	 確認済証 	・ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入してい	・登記申請人(本人)の現在の住民票の写し ・現在家屋の処分方法確認書類
検査済証	検査済証	ることを証する書類(保険付保証明書)	(賃貸借契約書等の写し等)
		4 2条1(a)	※単身赴任等の場合は、配偶者等の入居済の現 在の住民票の写しのみ審査(確認)後に返却
■・・・審査(確認)後に返却	●・・・申請書に添付(返却しない)	特定の増改築等がされた中古住宅で、 宅地建物取引業者から取得したもの	
		・ 増改築等工事証明書(注3) ●	(注3) 建築士が証明した証明書を添付する場合は、記明を行った建築士の免許書の写しも添付する。
		☆ 給水管等の工事で50万円を超える場合には、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契	7月で11フに産来エツ光町音の子しも称刊する。
長期優良住宅、低炭素住宅について…建築行政課		には、既存住宅党員板派担保負任保険失 約が締結されていることを証する書類が	(************************************
7州後尺仕七、仏灰糸仕七について…建築11以珠		別途必要。 - (リフォーム)工事費用の総額が分かる書類 ●	(注4)(リフォーム)工事費用の総額が300万円を こる場合は任意書類(必須ではない)。

(リフォーム)工事費用の総額が分かる書類売買価格(建物価格)が分かる書類(注4)